

北開局河計第25号

釧建治水第25号

釧路川流域委員会設置要領（平成14年10月18日 北開河計第56号、河川第1460号）の一部を次のように改正する。

令和4年 8月 5日

北海道開発局長 石塚宗司
北海道知事 鈴木直道

釧路川流域委員会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、釧路川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局と北海道が共同で釧路川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 北海道開発局及び北海道は共同で、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）釧路川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）及び北海道知事（以下「知事」という。）への意見

（2）釧路川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長及び知事への助言

（組織）

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから釧路開発建設部長及び釧路総合振興局長が委嘱する者をもって組織する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

6 委員会は必要に応じ、部会を設置することができる。

（議事等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長及び知事に要請することができる。

（委員会に関する事務の処理）

第6条 委員会に関する事務は、北海道開発局釧路開発建設部治水課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室治水課が共同で処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成14年10月18日 北開局河計第56号、河川第1460号）

この要領は、平成14年10月18日から施行する。

附 則（令和4年 8月 5日 北開局河計第25号、釧建治第25号）

この要領は、令和4年 8月 5日から施行する。

釧路川流域委員会運営要領

本運営要領は、釧路川流域委員会設置要領（令和4年8月5日付北開局河計第25号 釧建治水第25号、以下「設置要領」という。）に基づき、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

(2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

(4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨、議事概要は公開とする。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。

2. 運営要領の見直し

本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができるものとする。

3. 施行期日

本運営要領は、令和4年8月30日から施行する。